

<p>特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷 (短期入所生活介護) 重要事項説明書</p>
--

当施設は、ご利用者に対して、短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 法人基本理念

私たちは、すべての人々が安心していきいきと暮らせるよう、人権を視座とした高齢者並びに聴覚障がい高齢者が利用できる複合的施設を開設運営することにより地域福祉の増進を図り、人権のまちづくりを推進します。

また、若年層や障害のある人等の雇用を創出することで社会貢献に寄与します。私たちは、ご利用者一人ひとりの思いとかけがえのない笑顔を大切に、安心した生活を送れるよう支援を行い、ご利用者・ご家族・地域の方々から信頼される施設運営を目指します。

2 運営方針

安心・安全・納得—信頼される福祉を実現します。

- (1) 私たちは、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- (2) 私たちは、ご利用者の幸せが私たちの成長につながることを確信します。
- (3) 私たちは、施設運営の透明性を確保します。
- (4) 私たちは、安定した経営基盤を構築します。
- (5) 私たちは、新たな福祉ニーズに対応した事業を展開します。

3 当施設の概要

法人の名称	社会福祉法人 京都紫明福祉会
法人の所在地	京都市右京区太秦蜂岡町 31 番
法人の代表者	理事長 平井 斉己
施設の名称	特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷ショートステイ
施設の管理者	田中 考行
施設の種類	短期入所生活介護
施設の所在地	京都市右京区太秦蜂岡町 31 番
介護保険指定番号	京都市指定第 2670701891 号 (2017 年 5 月 1 日指定)
連絡先	電話番号 075-864-2400 FAX 075-864-2402
開設年月日	2017年4月
利用定員	10名

4 建物の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造		
建物の階数	地上3階		
建築面積	約3,373,37㎡		
居室	特養80室 短期10室	浴室	個別浴槽 9室 特殊浴槽 1室
共同生活室	9室	地域交流室	1室
相談室	1室	地域サロン	1室
医務室	1室		

※介護老人福祉施設分を含みます。

5 施設利用対象者

- (1) 当施設をご利用いただけるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方です。
- (2) 利用契約の締結前に感染症等に関する健康診断の受診と、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、これにご協力下さるようお願いいたします。

6 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して、指定短期入所生活サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の職務内容及び配置人数>

職種	職務の内容	配置人数
施設長	施設運営の総括を行います。	1人
副施設長	施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、施設長の補佐を行います。	1人
生活相談員	ご利用者及びご家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう施設内サービスの調整、他機関との連携において必要な役割を果たします。	常勤1人以上
介護職員	施設サービスの提供にあたり、ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、ご利用者に対して適切な総合的な生活支援（介護）を行います。	常勤換算方法で30人以上
看護職員	健康チェック等を行うことにより、ご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するための必要な処置を行います。	常勤換算方法で3人以上
機能訓練指導員	ご利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います。	1人以上
介護支援専門員	施設介護計画の作成に関する業務を担当します。	常勤1人以上
医師	ご利用者の健康管理を行うと共に、必要に応じて利用者の診察を行います。	1人以上

管 理 栄 養 士	ご利用者の身体の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるようにします。	1人 以上
事 務 員	施設の経理・利用料請求業務等の運営に係る事務作業全般を行います。	若干名

※介護老人福祉施設分を含みます。

<勤務体制>

職 種	勤 務 時 間
介 護 職 員	早出 7:30 ~ 16:30
	日勤 8:45 ~ 17:45
	遅出 12:00 ~ 21:00
	夜勤 16:00 ~ 翌朝 9:00
そ の 他 の 職 員	日勤 8:45 ~ 17:45

※ 上記介護職の勤務時間は主な勤務時間です。

7 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。なお、介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

ア 基本的なサービスの概要

食 事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養及びご利用者の身体の状況並びに嗜好を考慮し、食事を提供します。 ご利用者の自立支援のため離床して食事をしていただくことを原則として おり、各ユニット内の希望される場所で食事をしていただきます。 自力での食事摂取が困難な方については、食事介助を行います。 【食事提供時間】 朝食 7:30~9:00 昼食 11:00~13:00 夕食 17:00~19:00 上記の範囲内でお好きな時間にお召し上がりいただくことができます
入 浴	入浴又は清拭を週2回以上行います。寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することもできます。
排 泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。緊急等必要な場合には、医師あるいは協力医療機関等と連携し、対応していきます。
その他自立への支援	寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。一人ひとりのライフスタイルを尊重しつつ、生活のリズムに配慮します。清潔で快適な生活を送っていただけるよう支援します。
相談及び援助	ご利用者及びそのご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行なうよう努めます。

イ 利用者にご負担いただく料金

<サービスの利用料金（1日あたり）>

別紙、料金目安表をご参照ください。

ウ 介護保険の給付の対象となる各種加算サービスの概要

① 夜勤職員配置加算Ⅱ（単位数：18 単位／日）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定されます。

② 機能訓練体制加算（単位数：12 単位／日）

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定されます。

③ 看護体制加算Ⅰ（4 単位／日）

常勤看護師1名以上配置している場合に算定されます。

④ 看護体制加算Ⅱ（8 単位／日）

看護体制加算Ⅰの観点に加えて、更に充実した看護体制を確保している施設に対して算定される加算で、この加算の算定要件である看護職員の基準配置数を上回る看護職員を配置し、24時間の連絡体制を確保している場合、入居者全員に対して算定されます。

⑤ 送迎加算（片道につき184 単位）

当施設の車両による送迎を行った場合に算定されます。ただし、通常の送迎実施地域を越えた場合は別途、送迎費用が必要な場合があります。

⑥ 緊急短期入所受入れ加算（90 単位／日）

介護者が疾病などその他やむを得ない理由により居宅で介護を出来ない場合、かつ、居宅サービス計画において当該月に利用することが計画されておらず短期入所介護を緊急に行った場合に算定されます。新規利用者に限らず、緊急短期入所受入れ加算の算定実績のある利用者も対象となります。

⑦ 療養食加算（24 単位／日）

医師の指示に基づき療養食を管理栄養士によって管理し、提供した場合に算定されます。

⑧ 生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ（100・200 単位／月）

訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、施設等を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、施設職員が協働して計画に基づき機能訓練を実施することで算定されます。

⑨ 認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ（3・4 単位／日）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定されます。（日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が1/2以上・認知症介護実践リーダー研修受講者配置）

⑩ 個別機能訓練加算 (56 単位/日)

専ら機能訓練指導員の職務に従事する者を1名以上配置し、機能訓練指導員等が共同して利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し適切に提供している場合に算定されます。

⑪ サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (22・18・6 単位/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合または勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が一定以上、また介護・看護常勤職員の総数のうち常勤職員の占める割合が一定以上である場合等に算定されます。

⑫ 看取り連携体制加算 (64 単位/日)

看護体制加算ⅡまたはⅣイもしくはロを算定・看護体制加算ⅠまたはⅢイもしくはロを算定かつ病院、診療所等もしくは本体施設の看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している。対応方針の内容を説明し、同意を得た場合に算定されます。

⑬ 口腔連携強化加算 (50 単位/回)

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合に1月に1回限り算定されます。

⑭ 生産性向上推進体制加算Ⅰ (100 単位/月)

- ・Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組みによる成果が確認されること。
- ・見守り機器のテクノロジーを複数導入している。
- ・職員間の役割分担（介護助手の活用等）の取組み等を行っている。
- ・1年以内毎に1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行う。

⑮ 生産性向上推進体制加算Ⅱ (10 単位/月)

- ・入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。
- ・1年以内毎に1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行う。

⑯ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (1日の合計単位数×14.0%/日)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た短期入所生活介護事業所が、ご入居者に対し、短期入所生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って算定されます。区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(2) 介護保険の給付対象外でご負担いただく必要がある費用

滞在費及び食費として次の料金をいただきます。(1日あたり)

負担段階		滞在費	食費
第1段階	生活保護を受給されている方など	880円	300円
第2段階	その他の合計所得金額(※1)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方など	880円	600円
第3段階①	その他の合計所得金額(※1)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など	1370円	1000円
第3段階②	第1段階～第3段階①に該当されない方など	1370円	1300円
※上記以外の方		3160円	1650円

※1 その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得等を控除した額

- ◎ 居住費については、入退所の時間に関わらず、1日分の料金をお支払いいただきます。
- ◎ ご利用者のご都合によるキャンセルについては、入所日の5日前の午前10時までにご連絡をお願いします。以降のキャンセルについては、**予約日数分の食費に係る料金は実費の全額**をご負担いただきます。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料金>ご希望により以下のサービスがご利用いただけます。

おやつ代	ご利用者のご希望に応じ、施設が提供しているおやつの費用です。	180円/食
行事食費	お正月や敬老の日等の行事に、特別に施設が提供する食事代です。	要した費用の実費
特別な食事	通常、施設が提供している食事以外で特別な食事を施設が提供したときにかかる食事代です。	要した費用の実費
理美容代	出張による理美容サービス代です。	要した費用の実費
居室への持ち込み料	冷蔵庫、その他、電器製品を居室に持ち込まれた時の費用です。	1日あたり35円
複写物費	複写物の交付にかかる費用です。	白黒 10円/枚 カラー 30円/枚
証明書	利用証明書等を発行したときの費用です。	350円/枚
飲物代	ご利用者の希望により飲み物を楽しんでいただけます。	130円/日
レクリエーション費 クラブ活動費	レクリエーションやクラブ活動に参加される時の費用です。	材料費等の実費
その他事業の提供にあたって必要となる費用であって、ご利用者に負担していただくのが適当と認められる費用(必要な場合は事前にご説明させていただきます)。		要した費用の実費

※ 経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、相当の額に変更すること

があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(4) 利用料金のご請求とお支払い方法

前記の利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月に請求します。支払い方法は、自動払込（口座振替）とさせていただきます。口座振替日の1営業日前までに当該口座に請求額を入金ください。

（口座振替日が営業日でない場合、翌営業日が振替日となります）

8 ご利用中の医療提供について

- (1) 医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。
- (2) 医療機関への送迎については、緊急時は施設車または救急車を手配します。
- (3) ご利用者が医療機関へ通院される場合、ご家族の付き添いをお願いする場合があります。
- (4) また各種健康保険証については毎月医療機関へ提示することになっておりますので、変更があった場合は必ず申し出てください。

【協力医療機関】

医療機関の名称	洛和会 丸太町病院
所在地	京都市中京区聚楽廻松下町9-7
診療科	内科, 神経内科, 呼吸器科, 消化器科, 外科, 整形外科, 形成外科, 皮膚科, 泌尿器科, 耳鼻咽喉科, 放射線科, リハビリテーション科, 麻酔科, 腎臓内科, 内分泌科

医療機関の名称	医療法人 河端病院
所在地	京都市右京区太秦上ノ段町16
診療科	整形外科・内科・外科・リウマチ科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・肛門外科・皮膚科・リハビリテーション科

医療機関の名称	平塚歯科診療所
所在地	京都市右京区西院矢掛町27-1
診療科	歯科

9 当施設ご利用の際に留意いただきたい事項

内 容	留 意 点
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会, 来訪時間 (原則) 10:00~19:30 ・ 面会票に記入の上, 職員にお渡しください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面会，来訪時は，公共交通機関をご利用ください。
外出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出届を事前に必ず提出してください。 ・ また，緊急連絡先などもお知らせください。
居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内の居室や設備，器具は本来の用法に従ってご利用ください。 ・ これに反してご利用により破損等が生じた場合，賠償していただくことがあります。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内はすべて禁煙となっております。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音等，他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・ むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 ・ 近隣住民の方のプライバシー保護のため，ベランダからの覗き込み等をしないでください。 ・ 携帯電話は他のご利用者の迷惑にならないようにご使用ください。

10 居室の変更について

ご使用いただく居室について，ご利用者ご本人の状況や他のご利用者の状況によって，居室を変更していただく場合があります。変更していただく場合には，事前に変更理由をご説明します。

11 退居時における居室の原状回復等について

(1) 原状回復について

ご退所される際，ご利用者の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち，ご利用者の故意・過失・善管注意義務違反，その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は，原状回復に係る費用をご利用者に負担いただくことがあります。

12 身体拘束について

ご利用者に対する身体拘束は，原則として行いません。

ただし，当施設が，利用者の生命，身体を保護するために緊急止むを得ない場合と認めた場合には，切迫性（利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと），非代替性（他に代替する介護方法がないこと），及び一時性（行動制限が一時的なものであること）の3要件を満たしていることを認定した上で，ご利用者又はその家族からの同意書をいただくとともに，「身体拘束の方法」「拘束をした時間」「ご利用者の心身の状況」「緊急やむを得なかった理由」を記録する等，適正な手続きを踏まえて身体拘束を行うことがあります。

13 緊急時の対応方法

(1) 施設利用中に病院への緊急対応が必要となった場合は，次のとおり対応します。

- ア 施設の協力機関又は施設が指示した医療機関に受診するよう手配します。
- イ 職員はご利用者に同伴し，協力医療機関等に赴きます。

- ウ ご利用者のご家族に、緊急対応の状況を速やかに報告します。
- (2) ご利用者が施設から行方不明となった場合は、次のとおり対応します。
 - ア 管理者の指示のもと、警察署などの行政機関や関係機関に情報を提供し、捜索の協力を依頼します。
 - イ ご家族へ速やかに連絡します。
 - ウ 全館にご利用者の行方不明の事態を連絡し、捜索の協力を要請します。
 - エ 職員はご利用者を捜索します。

14 事故時の対応について

短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに速やかにご家族に連絡を行い、必要に応じて京都府及び京都市等関係機関への連絡を行います。賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。当施設は事故の状況・経過を記録し、原因の分析・再発防止のための取り組みを行います。

15 特定入所者介護サービス費について

特定入所者介護サービス費と、ご利用者の段階区分を説明し、適正に施設サービスを利用していただけるよう努めます。

16 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援等に関する法律について

高齢者虐待は、①身体的虐待、②介護放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに分類されています。養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を発見した場合は速やかに関係機関に通報します。生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、養護者による虐待を発見した場合は通報するように努めます。又、当施設では関係機関と連携・協力しながら養護者支援にも取り組みます。

17 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当施設は、ご利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 当施設が得たご利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供が必要な場合は利用者又はそのご家族の了承を得るものとします。
- (3) ホームページ・広報誌等で写真を使用させていただく場合がありますが、必ず事前に書面で同意を得るものとします。

18 サービスの第三者評価の実施状況

(直近の実施年月日) 2023年9月22日
(第三者評価機関名) 一般社団法人京都ボランティア協会
(評価結果の開示) あり

19 サービス内容に関するご相談・苦情

サービス内容に関するご相談や苦情等がありましたら、当施設の受付窓口(生活相談員)にご遠慮なく御相談ください。迅速かつ適切に対応いたします。ご利用者にとって不利な取り扱いとなることはいたしません。(文書や電話等でお受けします。)

(1) 施設の受付窓口

特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷(生活相談員)

[電話番号]075-864-2400 [FAX番号]075-864-2402

[受付時間] 午前8時45分～午後5時45分

(2) 苦情受付第三者委員

松田 國広(法人評議員) 090-8573-4713

高岡 宏行(地元有識者・法人評議員) 075-881-4688

※ 当施設・苦情受付第三者委員以外に、各区役所・国民健康保険団体連合会等の公的機関にも相談・苦情の受付窓口があります。

事業所名	連絡先	
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090	8:30~17:15
右京区役所保健センター健康長寿推進課	075-861-1430	8:30~17:00
上京区役所保健センター健康長寿推進課	075-441-5106	8:30~17:00
中京区役所保健センター健康長寿推進課	075-812-2566	8:30~17:00
北区役所保健センター健康長寿推進課	075-432-1366	8:30~17:00
下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	075-371-7228	8:30~17:00
西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課	075-381-7638	8:30~17:00

特別養護老人ホームうずまさ共生の郷
(短期入所生活介護)
重要事項説明書の同意書

年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 京都市右京区太秦蜂岡町31番
事業者 社会福祉法人京都紫明福祉会
特別養護老人ホーム うずまさ共生の郷
代表者 施設長 田中 考行 印
説明者氏名 印

- 1 私たちは、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始とサービス内容に同意しました。
- 2 私たちは、介護保険の給付対象となるサービスの利用料及び介護保険の給付対象とならないサービスを希望して受けた場合に当該サービスの利用料を支払うことに同意しました。
- 3 私たちは、施設からの居室変更の申し出を受けた場合は、速やかに応じることに同意しました。
- 4 私たちは、利用者の身体に及ぶ緊急事態が発生した場合、施設の協力医療機関又は施設が指示した医療機関に受診することに同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<代理人>

住 所

氏 名 印

<身元引受人>

住 所

氏 名 印